

中小企業者の皆様へ

融資制度のご案内



information

白岡市一般小口融資
白岡市特別小口融資

白 岡 市

申込み・問合せ先 商工観光課

電話 0480-92-1111(代)

この制度は、白岡市の中小企業者及び小規模企業者の事業育成と振興を図るため、必要な資金の融資を行うものです。

次のようなときにご利用ください。

- ◎商品の仕入れまたは約束手形の決済のための現金が必要になった…
- ◎店舗を改修したい、作業場が手狭になったので増改築したい…
- ◎作業用機械を買い替えたい、業務用車両を購入したい…

1 融資制度の種類と概要

融資制度には、「**一般小口資金**」「**特別小口資金**」の2つがあります。

制度により、融資申込みの要件が異なりますのでご注意ください。

種類	一般小口資金	特別小口資金
申込者の要件	<p>中小企業信用保険法に規定する「中小企業者（商工業者）」であること。（5ページの解説(1)ア参照）</p> <p>① 個人にあつては、市内に1年以上引き続き居住し、かつ、白岡市、さいたま市、春日部市、久喜市、蓮田市、または宮代町の区域内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。</p> <p>② 法人にあつては、市内に本社または本店を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。</p> <p>③ 開業等に許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けていること。</p> <p>④ 保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者およびその求償債務の連帯保証人でないこと。</p> <p>⑤ 融資機関から融資を受けている債務および現に保証を受けている債務を延滞していないこと。</p> <p>⑥ 銀行取引停止処分を受けていないこと。（※原則として、第1回目の不渡り発生後6月以内も含まれます。）</p> <p>⑦ 市税（国保税を含む）を完納していること。</p> <p>⑧ 既に小口資金の保証付き融資を受け借入残高がないこと。（同一般小口融資制度であれば2回目の融資として融資可能）</p> <p>※既に特別小口融資を受けているかたは、一般小口融資は受けられません。</p>	<p>中小企業信用保険法に規定する「中小企業者（商工業者）」であること。（5ページの解説(1)ア参照）</p> <p>左記の①から⑦の一般小口資金に掲げる要件のほか、次の要件を備えていること。</p> <p>① 常時使用する従業員数が20人以下の法人または個人であること。（※商業またはサービスを主な事業とする事業者については、従業員数は5人以下とする。）</p> <p>② 保証申込日以前1年間において、市町村民税の所得割（障害者、高齢者または寡婦の控除額を控除されたことにより所得割の税額がなくなったものである場合は均等割、法人の場所は法人税割）の納期（延納、納税猶予または納期限の延納に係る期限を含みます。）が到来した税額があるものであつて、かつ、当該税額を完納しているもの。</p> <p>③ 既に保証協会の保証付き融資を受け借入残高がないこと。（同特別小口融資制度であれば2回目の融資を受けている方は特別小口融資は受けられません。</p>
	<p>既に小口資金の融資を受けているかたが、2回目の融資（同融資制度）を受けようとする場合は、さらに、次の要件を備えていることが必要です。</p> <p>① 第1回目の融資資金の1/2以上が良好に返済されていること。</p> <p>② 現に融資を受けている融資機関と同一であること。</p>	

種類	一般小口資金	特別小口資金
資金 用途	<p style="text-align: center;">設備資金 または 運転資金 *使用内容により、融資対象外となる場合があります。 (6ページの解説(2)をご覧ください。)</p>	
融資 限度 額	<p style="text-align: center;">1,000万円以内 (設備資金・運転資金とも) *設備資金と運転資金を併用する場合は合計1,000万円を限度とします。 *既に融資を受けている方が2回目の融資を受ける場合は、1回目の融資額の残額と合わせて1,000万円を限度とします。</p>	
貸付 利率	<p style="text-align: center;">1.6% (※利率は変更されることがあります。) *支払った年間利息の30%以内の額を、市が補助いたします。 (延滞利息金は、補助対象になりません。)</p>	
償還 期間 及び 方法	<p style="text-align: center;">◎設備資金 12年以内 (据置期間 12月以内) ◎運転資金 10年以内 (据置期間 6月以内) 償還方法は、還付償還とします (ただし繰り上げ償還を妨げません)。</p>	
信用 保証	<p style="text-align: center;">信用保証料率は、埼玉県信用保証協会が定める率とします。 *なお、「一般小口資金」については「責任共有制度」が適用されます。 (6ページの解説(3)をご覧ください。)</p>	
連帯 保証 人・担 保	<p>◎連帯保証人 原則として、<u>個人の場合は不要、法人の場合は、当該法人の代表者となります。</u> 【要件】 1 県内に1年以上居住し、住民基本台帳に基づく登録をしていること。 2 債務を負担できる資力があると認められること。 *<u>連帯保証人の選任については、6ページの解説(4)を併せてご覧ください。</u> ◎担保 必要に応じて徴求します。</p>	<p>連帯保証人、担保ともに必要ありません。</p>
融資 申込	<p>申込は、<u>白岡市役所2階商工観光課</u>の窓口で随時受け付けています。 *書類不備等により受付できない場合がありますので、事前に御確認ください。</p>	

融 資 取 扱 金 融 機 関

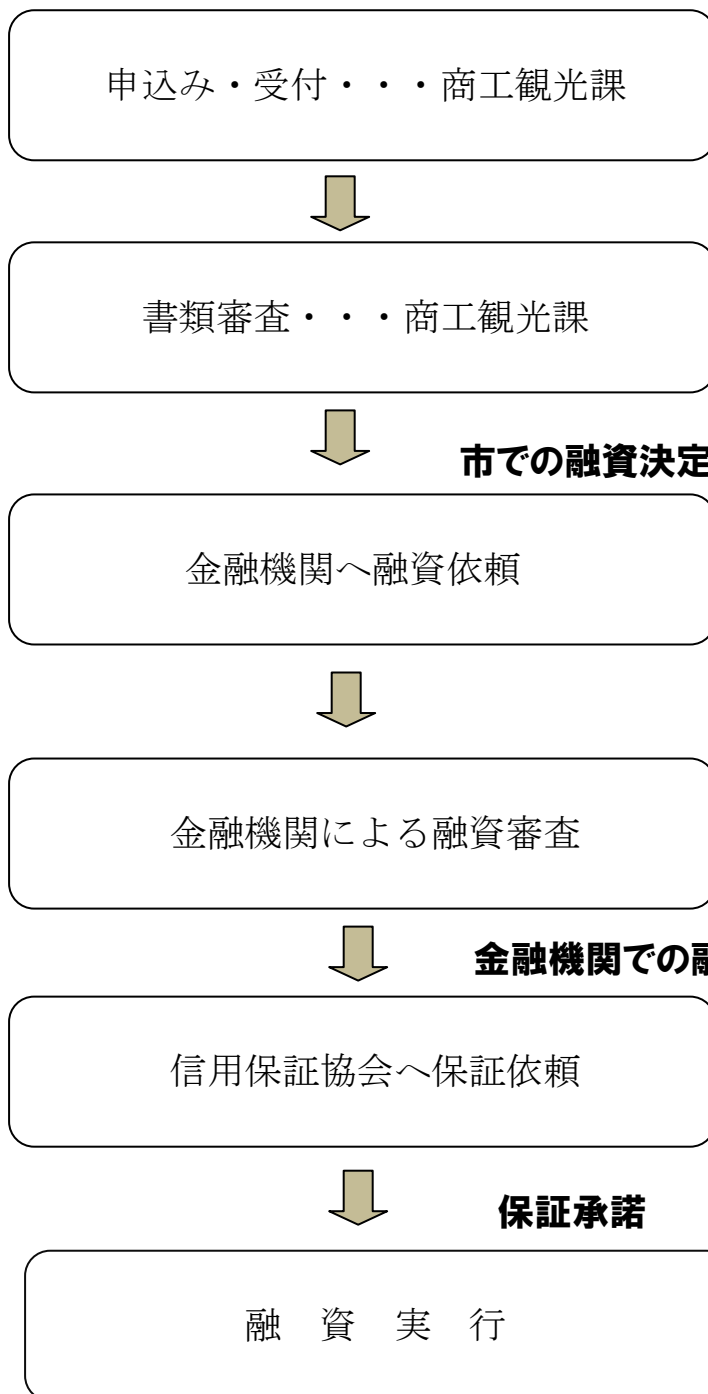
◎埼玉りそな銀行白岡支店

◎埼玉懸信用金庫白岡支店

◎足利銀行白岡支店

◎武蔵野銀行新白岡支店

2 融資申込みから保証承諾、融資実行までの流れ



※書類審査の他、現地調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

市での融資決定

金融機関での融資決定

保証承諾

※金融機関と信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

3 融資申込みに必要な書類

番号	書類	一般小口			特別小口		部数	備考
		個人	法人	保証人	個人	法人		
1	白岡市小口資金融資申込書	○	○		○	○	1	商工観光課
2	信用保証委託申込書	○	○		○	○	1	金融機関取扱い
3	信用保証委託契約書	○	○		○	○	1	金融機関取扱い
4	印鑑証明書	○	○	○	○	○	1	市民課 (法人については法務局)
5	納税証明書	○	○	○	○	○	1	税務課 ※1を参照
6	資産証明書(評価証明書)	○	○	○	○	○	1	税務課
7	住民票	○	○	○	○	○	1	市民課 (法人は代表者の住民票)
8	確定申告書の写し	○			○		1	
9	営業証明書	○	○		○	○	1	税務課
10	営業等の許可証 許可証、登録証等の写し	○	○		○	○	1	
11	風俗営業に関する宣誓書	○	○		○	○	1	特定の飲食業の場合に限る
12	商業登記簿謄本		○			○	1	小売業等の商業事業者対象 法務局(登記所)
13	定款の写し		○			○	1	
14	経歴書	○	○		○	○	1	事業開始から現在に至るまでの経過について記入したもの
15	決算書の写し (前年及び前々年の2期分)		○			○	1	
16	最近の試算表		○			○	1	決算後6月以上経過している 場合には必要
17	その他必要な書類	○	○		○	○	1	下記の※2を参照

※1 納税証明書は、法人の場合は下記のいずれかを添付してください。

○法人税(国税) ○事業税(県税)

※2 下記に該当する場合は、上の表に掲げた他にそれぞれ次の書類が必要となります。

○建物(建築・改装)に係る設備資金の場合は、有効期間内の見積書及び図面の写し

○借地で建築の場合は、地主の同意書及び土地賃貸借契約書の写し

○借家で改装の場合は、家主の同意書及び建物賃貸借契約書の写し

○機会等の購入に係る設置資金の場合は、有効期間内の見積書及びカタログ

解 説

(1) 「中小企業者」・「小規模企業者」について

ア 「中小企業者」とは（中小企業信用保険法 第2条第1項第1号・第1号の1）

次表の業種を主な事業としており、「資本の額又は出資の総額」及び「常時使用する従業員の数」が、業種ごとに次表に該当する会社及び個人であって特定事業（※1）を行うものをいいます。

業 種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	
小売業		50人以下

なお、次表の業種を主な事業としている場合は、業種ごとに次表に該当する会社及び個人であって、特定事業（※1）を行うものとなります。

業 種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
ゴム製品製造業 （※2）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業		300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

イ 「小規模企業者」とは（中小企業信用保険法第2条第2項第1号）

「常時使用する従業員の数が、次表に該当する会社及び個人であって、特定事業（※1）を行うものをいいます。

業 種	常時使用する従業員の数
製造業その他	20人以下
商業又はサービス業	5人以下

※1 「特定事業とは、農業、林業（素材生産業及び資材生産サービス業を除く。）漁業及び金融・保険業（保険媒介業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業をいいます。（中小企業信用保険法施行令 第1条第1項）

※2 自動車又は航空機用のタイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除きます。

(2) 「設備資金」と「運転資金」の対象となる（ならない）もの

設備資金又は運転資金の対象となるもの又は対象とならないものは次のとおりです。

○設備資金

対 象：設備（機械、装備、事業用車輛、運搬具、工具、器具、備品など）の新增設、改良、補修等の資金

対象外：土地、住宅、乗用車（私的に利用する車輛）、設置するについて必要な許可を受けていない設備、公害発生の恐れがある設備、白岡市外に設置する設備、融資対象者以外が、使用する設備（物品貸借業を除きます。）

○運転資金

対 象：原材料の購入資金、給与・労賃の支払資金、商品仕入・買掛支払の手形決済資金、土地・建物等の貸借料など

対象外：借入金返済のための資金、税金支払いのための資金

(3) 「埼玉県信用保証協会」、「責任共有制度」について

埼玉県信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公益法人です。中小企業者が金融機関から貸付等を受ける際に、その貸付金等の債務を保証することにより、中小企業者の金融の円滑化を図り企業の健全な発展に協力することを目的としています。

保証料は、保証協会が中小企業者との契約に基づいて保証を行う対価として支払うもので、都道府県や市町村等の制度融資を利用される場合は、保証料を納めることになっています。

責任共有制度

保証協会の保証付き融資について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者の連携による中小企業者への適切な経営支援等を目的として、平成19年10月1日から導入されました。

これまでは、保証協会が借入金額を、一部の保証制度を除き100%保証してきましたが、この制度導入により、原則として80%が保証協会の保証となり、残りの20%については金融機関の負担となります。

なお、責任共有制度の導入により、融資申込者の保証料が増えることはありません。

(4) 連帯保証人の選任について

原則として、法人の場合は当該法人の代表者が連帯保証人となります（個人は不要）。

ただし、次に掲げる場合には、個人にあっては連帯保証人が、法人にあってはその法人の代表者に加えて連帯保証人が必要になることもあります。

① 実質上の経営者、営業許可名義人、申込人と共に該当事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。

② 申込人（代表者）が健康上の理由により、事業承継者を連帯保証にとする場合。